

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月15日提出

三次市長 福岡誠志

専決処分第 4 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三次市国民健康保険税条例（平成 16 年三次市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め，同条第 4 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 23 条中「61 万円」を「63 万円」に，「16 万円」を「17 万円」に改め，同条第 2 号中「28 万円」を「285,000 円」に改め，同条第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三次市国民健康保険税条例の規定は，令和 2 年度以

後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和元年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。